

累積投資取引規定

第1条（規程の趣旨）

この規定はお客様と株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

第2条（定義）

累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様の指定預金口座（投資信託総合取引約款第4条によりご指定いただいた口座をいいます。以下同じ。）から引き落とした金銭または投資信託振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金の金銭を対価として同一種類の投資信託等の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。

- 2 投資信託の累積投資のために、個別に第1項に定めるお客様の金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。
- 3 本規定に別段の定めがない取扱いについては「投資信託総合取引規定」「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託定時定額購入取扱規定」「非課税上場株式等管理に関する約款」「特定口座約款」の定めるところにより取扱います。

第3条（包括的累積投資契約の申込）

お客様が累積投資取引を開始するには、当行所定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印（または記名捺印）のうえ当行に提出することにより、包括的な累積投資契約の申込を行ってください。お客様は、当行が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

- 2 当行は、前項の申込みを受け、当行が承諾した場合には直ちにお客様の「累積投資口座」を開設いたします。
- 3 前項にもとづき、累積投資口座を設定した場合には、累積投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。
- 4 当行は、累積投資口座でお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第4条（個別累積投資契約の申込）

お客様が、個別銘柄の累積投資取引を開始するときは、第2条の規定による申込みをした上で、当行所定の申込書に必要事項を記入の上、届出の印章により署名捺印（または記名捺印）し、当行に提出してください。ただし、当行が累積投資取引の対象としていない銘柄については当該申込みをすることはできません。なお、当行が累積投資取引の対象として定める投資信託のうち、別に定める非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関す

る約款に定める非課税 累積投資契約に基づき、お客様が、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下「つみたてNISA」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2 累積投資取引のうち投資信託定時定額購入サービスの申込方法等については「投資信託定時定額購入取扱い規定」によるものとし、つみたてNISAでのお申込みをされる場合には、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款の規定にも従うものとします。

第5条（振替決済口座への記載または記録）

この契約により買い付けられた投資信託は、投資信託受益券振替決済口座管理規定に基づき、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り当行が振替決済口座の管理機関となり、振替決済口座に記載又は記録いたします。

第6条（買付時期・価額）

当行はお客様から、この約款に基づく累積投資取引による買い付けの申込があったときは、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところにより、遅滞なく当該銘柄の買付けを行います。

2 第1項の買付価額は原則として、当該目論見書記載の買付約定日の基準価額に当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料等および消費税を加えた金額といたします。ただし、つみたてNISAに係る投資信託受益権のお取引については、販売および解約にかかる手数料ならびに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。

3 買付けられた当該銘柄の所有権ならびにその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。

第7条（収益分配金の再投資）

第5条の振替決済口座に記載または記録されている当該銘柄の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、その全額から税金等を差し引いた金額をもって、原則として決算日の基準価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。

第8条（換金方法・時期および価額）

当行は、この契約にもとづく当該銘柄について、お客様からその換金のお申込みを受けたときは換金のうえ、投資信託総合取引約款その他の約款・規定等の定めるところに従い、その代金から手数料、税金および諸費用等を差し引いた上でお客様の指定預金口座に入金

いたします。

- 2 前項の申込みは、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。この場合、当該投資信託の目論見書に記載された価額により当該投資信託を換金し、当該換金に係る費用等（換金に係る手数料に係る場合は当該手数料およびそれに伴う消費税、信託財産留保額、換金に伴い源泉徴収等がされる場合には当該税金等）を差し引いた金銭を当該投資信託の目論見書に規定する所定の日以後に、お客様の指定預金口座に入金します。
- 3 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

第9条（反社会的勢力との取引謝絶）

この契約は、投資信託総合取引規定第10条第2項第1号、第2号イからホおよび第3号イからホのいずれかに該当しない場合に利用することができ、第10条第2項第1号、第2号イからホまたは第3号イからホの一にでも該当する場合には、当行はこの契約の開設をお断りするものとします。

第10条（解約）

この契約は、投資信託総合取引規定第10条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、または次のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- (1) お客様から解約の申出があったとき
- (2) 投資信託総合取引約款に関する契約が解約されたとき
- (3) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- (4) この契約にかかる当該銘柄が償還されたとき
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第11条（この規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

- 2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。